

池子の森自然公園緑地エリア維持管理伐採業務委託 仕様書

1. 業務目的

本業務は、池子の森自然公園緑地エリア内の樹木を適正に管理し、良好な公園環境を保つことを目的とする。

2. 対象樹木本数及び委託箇所

委託内訳表及び委託箇所図参照

3. 業務内容

(1) 危険木伐採

閉鎖中の谷戸の開放を目的として、主に崖上にある倒木のおそれのある危険木の伐採作業を行う。

(2) 竹・ササ等伐採

主に林縁部の自然環境の改善を目的として、竹林やササ・雑草等の伐採作業を行う。なお、伐採範囲・方法等は「池子の森自然公園 緑地保全管理計画」を参照し実施すること。

4. 業務時の注意点

- (1) 樹木剪定を熟知した経験豊富な監督員（造園施工管理技士（一級）、街路樹剪定士又は樹木医）を必ず1名配置し作業をすること。
- (2) 原則、池子の森自然公園緑地エリアの閉園日（火・木・金曜日）に作業をすること。止むを得ず閉園日以外の日に行う場合は、1週間前までに発注者と協議すること。
- (3) 作業実施時は、公園利用者への注意喚起の観点から看板等を設置し、作業中であることを周知すること。
- (4) 高所作業を行う場合は、必ず安全帯を装着すること。
- (5) 運搬の際は、積載重量制限を超えて枝葉等を積み込まないこと。
- (6) 剪定・除草した枝葉等は、集積し、場内処理の指示がある箇所を除き処分場まで運搬すること。

なお、逗子市環境クリーンセンターで処分する場合は、原則、無料で引き取るものとする。搬入に関しては、別紙添付「公共事業実施に伴う多量の一般廃棄物搬入に際しての注意事項」を遵守すること。

5. 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

6. 支払い方法

契約金額の支払いについては、業務完了後一括して支払いをするものとする。

7. その他

- (1) 受注者は事故等が発生した場合には、まず被害者の救助にあたるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、発注者及び関係機関に直ちに連絡するものとする。
- (2) 業務遂行上故意または過失により、第三者に損害を与えた場合には、発注者の責務に帰する場合を除いて、受注者はその賠償責任を負うものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については逗子市財務規則により、定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者・受注者双方が協議して定めるものとする。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うこと

ができる。

- 2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

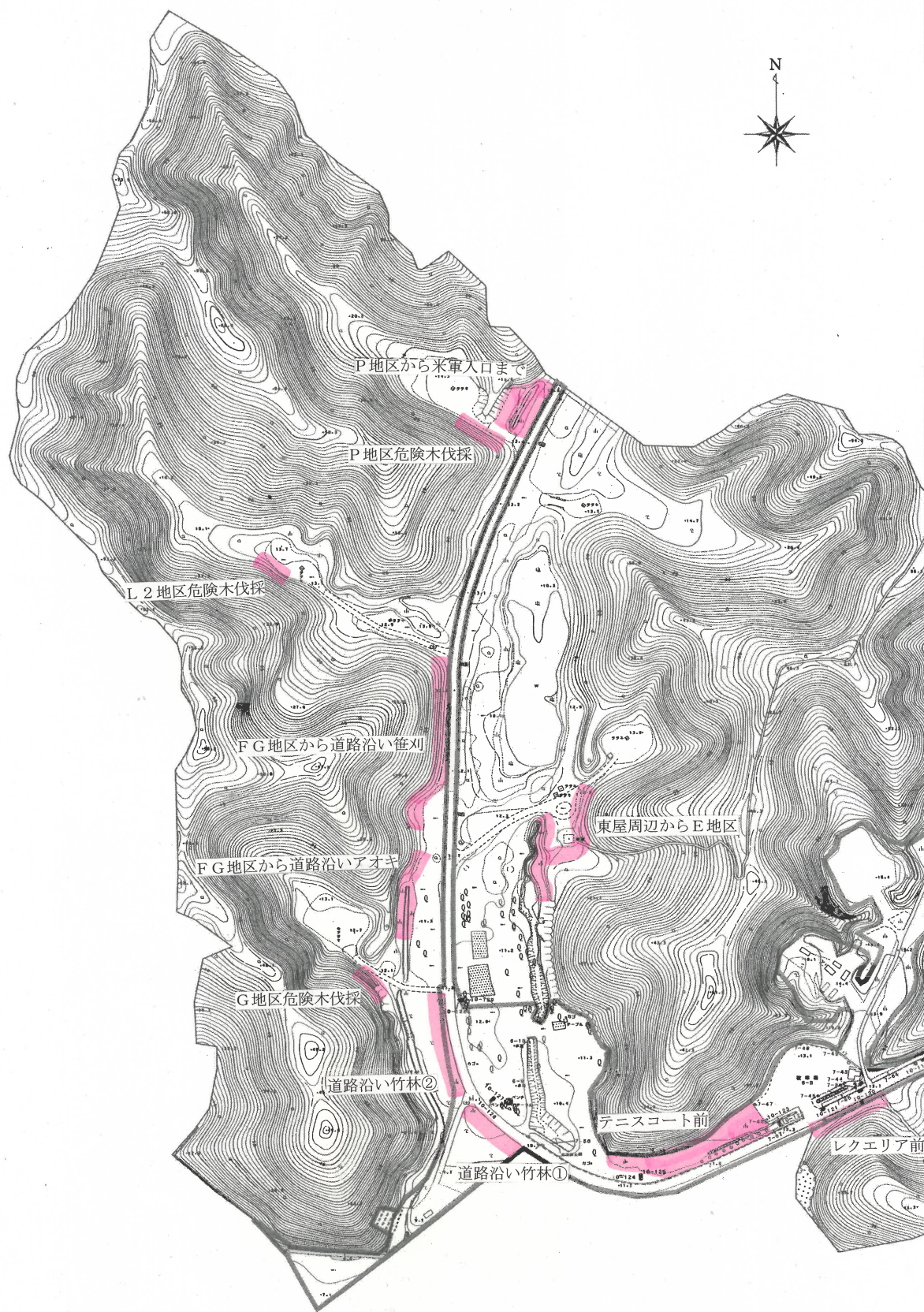
(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

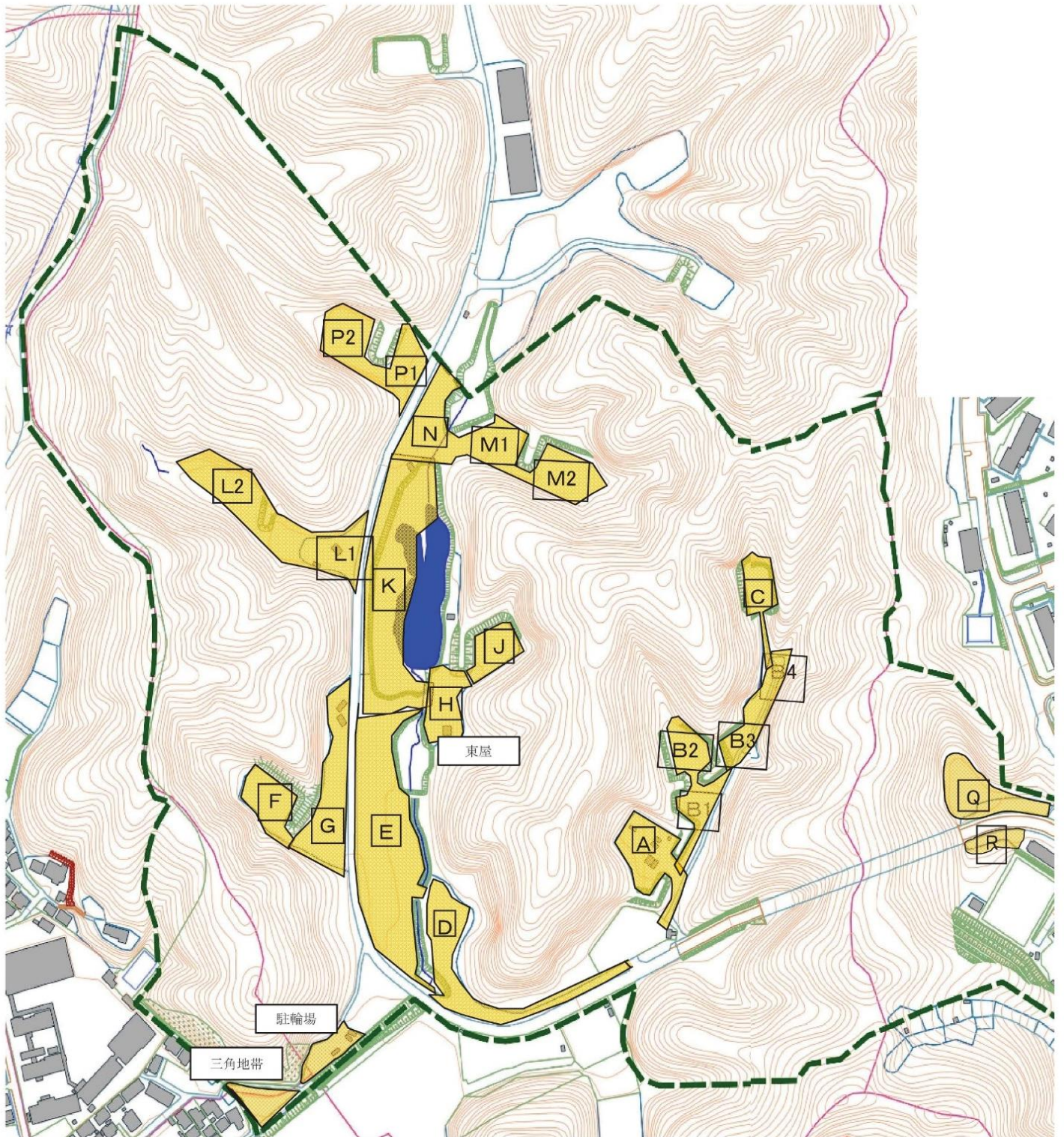
池子の森自然公園緑地エリア維持管理伐採業務委託 委託内訳表

地区	概要	主な樹種	伐採対象 本数(本)	伐採対象 面積(㎡)	備考
G地区危険木伐採	危険木伐採	タブ、アカガシ等	9	—	場内処理
L2地区危険木伐採	危険木伐採	ムク	5	—	
P地区危険木伐採	危険木伐採	コナラ、スダジイ等	3	—	場内処理
レクエリア前	草刈り・笹刈り		—	470	
テニスコート前	草刈り・笹刈り		—	164	
道路沿い竹林①	竹林伐採		—	117	
道路沿い竹林②	竹林伐採		—	182	
FG地区から道路沿いアオキ	草刈り・笹刈り		—	350	
FG地区から道路沿い笹刈	草刈り・笹刈り		—	287	
P地区から米軍入口まで	草刈り・笹刈り		—	608	
東屋周辺からE地区	草刈り・笹刈り		—	703	
合 計			17	2,881	

池子の森自然公園緑地エリア維持管理伐採業務委託 委託箇所図



池子の森自然公園緑地エリアー区分



公共事業実施に伴う多量の一般廃棄物搬入に際しての注意事項

1 受付

月曜日から金曜日(祝日は持込可 土曜日、日曜日は持込不可)の

午前8時45分～11時45分、午後1時00分～4時00分(時間厳守)

- ・植木ごみを降ろす時間に余裕をもって持込してください。
- ・年末年始の受付日は、お問合せください。

2 入場可能車両

最大積載量3トン以下及び、全長5m以下までの車両とします。

3 植木ごみ(枝・幹・根)を搬入する際は下表に従って事前に裁断してください。

直径	長さ
15cm未満	1m以下に切断
15cm以上～20cm未満	80cm以下に切断
20cm以上～30cm未満	30cm以下に切断
30cm以上	持込不可

4 植木ごみ以外の鉄筋、釘、針金、石、コンクリートガラ、アスファルトガラなどチップ化処理機の故障原因となるもの及び、ビニール、紙くずなど堆肥化に支障があるものを混ぜないでください。混入が判明した場合は、持込まれた植木ごみを全量をお持ち帰りいただき、以後の持込みをお断りすることがあります。

5 竹、シュロ、太い枝、幹等は、別の場所に降ろしていただくことがありますので、他の植木ごみと混ぜずにシート等を敷き、分別したうえで持込んでください。

6 根は、土をすべて落とし、上の表のとおり裁断してください。

7 「うるし」や「毛虫」がついた植木ごみは最大長さ50cm以下、最大直径3cm以下に裁断の上、受付時に計量職員にお申し出のうえ、可燃ピットへ排出してください。

8 環境クリーンセンター内での切断、分別等の作業は禁止します。

9 ダンプ・トラック等に直接積載して持込む場合は、植木ごみが飛散しないようシート等を確実に被せてください。

【ご注意】

- ・持込者自らの作業によって発生した刈草、剪定・伐採枝葉等の植木ごみしか持ち込めません。これ以外のごみの持込みは「逗子市一般廃棄物収集運搬業許可」が必要です。

池子の森自然公園 緑地保全管理計画

概要 2016年の開園以来園内の緑地部において芝生の刈りこみや周辺緑地部の植生管理を緑政課の作業部隊を中心にすすめてきた。特に芝生の刈り高は所有者である米軍から細かに規定され、概ね順守してきた。

しかしながら、芝生において米軍が求めるハイメンテナンスにはいまひとつ応えられていなかった面がある。芝生の雑草の生育状況は米軍が管理するゲート内の芝生と比べると池子の森自然公園の芝生はオオバコやメヒシバ、ヘビイチゴ、外来種のコネズミガヤなどが多く占めるようになり「均質なきれいな芝」とは違った状況になっている。

これは芝生に対する欧米の人と日本人との意識の差が原因としてあると思われる。一般的に日本人が水田や畑、それを取り囲む樹林という、いわゆる里山に郷愁を感じるのと同様に、欧米の人たちは芝生に彼らの原風景を感じると言われている。彼らは芝刈り機の音に懐かしさを感じることから、その音を収録したCDが販売されているほどで、我々日本人にはその感覚はぴんと来ない。

言い換えれば、大切にしたい風景というのが彼らにとっては芝生のある風景であり、われわれ日本人には里山など樹木と水田や畑などであるということである。

	
欧州の風景	芝生が日常の風景
	
日本の風景	懐かしい日本の風景

芝生においてはその刈りこみ頻度が異なると考えられる。時期によるが米軍は芝生の状態から推察すると1~2週間または10日に1回は刈り込み作業をしていると思われるが、日本でこのようなハイメンテナンスを芝生に対しておこなうのはゴルフ場や競技場、またはリゾート地などの商業施設などを除くと現実的にはかなり厳しい。公園管理でも入園料やそのほかの独自の利益を生み出せる場所以外ではメンテナンス費用はその意義が明確に示せるものでなければ捻出は容易ではない。

池子の森自然公園は恐らく開園当時からの費用に対する米軍側と逗子市側との意識の齟齬があったものと思われ、メンテナンスの頻度の違いから逗子市側が管理する芝生と米軍側が管理する芝生の状態に大きな差ができてしまっていると考えられる。

この芝生の状況と同様に、周辺の樹林部、林縁部に対しても管理の差の影響が年を追うごとに顕著になってきていると思われる。特に林縁部のアズマネザサ群落の拡大は著しく、園内の各地でアズマネザサ群落やマダケ群落の面積拡大が懸念されてきている。アズマネザサ群落には園内のどの群落でもクズやカナムグラ、ヤブガラシなどのつる性植物が被覆し、見た目の印象があまりよくない(公園としての風景として)ことに加えて、群落内は日の光がほとんど届かず真っ暗な状態になる。このような状態では他の植物は生育できず、小鳥や小動物は積極的には寄り付かないと考えられる。生態系としてもよい状態とは言えない。

緑政課職員による草刈り等の管理はこれまで行われてきたが、生態学的な観点から検討された計画に基づいた管理というわけではなく、場当たりの管理がなされてきたと考えられる。専門的な知識を持った職員がいない状況ではこのようなレベルの管理を求めるのは無理があると捉えられる。

このような経緯から、少なくとも生物の生態的な知識を多少なりとも持つ我々調査会のメンバーが中心になって管理計画の素案を作成することが重要という認識に至った。管理計画の専門家ではないため内容の精度や様々な配慮事項は至らない面があると思われるが、取り急ぎ生態学的な観点から池子の森自然公園の現状に対して改善できる契機となるべく保全管理計画を作成するものとした。

1. 管理の方向性

管理は2段階、または3段階として考える。

すなわち、第一段階では生態学的に広い面積は不要と考えられるアズマネザサ群落やマダケ群落を中心に刈り込みを実施する。

第二段階ではそれらの不要な群落のその後としてどのような植生状態を目指すのかを検討したのち、目標と定めた植生群落に速やかにトランジションできるように維持管理を施す。

第三段階では必要があればそれらのトランジションした群落の再評価を行い、生態的に問題が発生したり、隣接する別の植生群落やそれらを利用する動物・昆虫等の動向から判断して群落の状態を変更したい、或いは面積を縮小・拡大したいなどの必要性が生じた場合に再度目標群落と規模を定め、その後の維持管理の計画を立て直す。

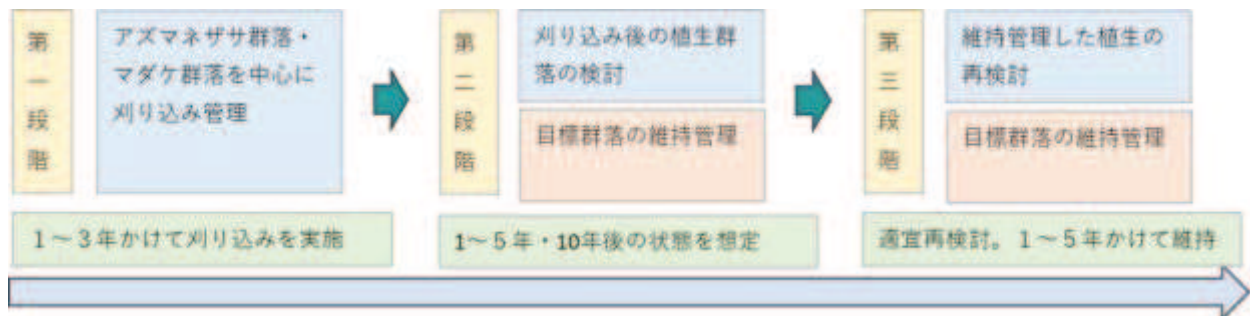


図1-1. 保全・管理の方向性

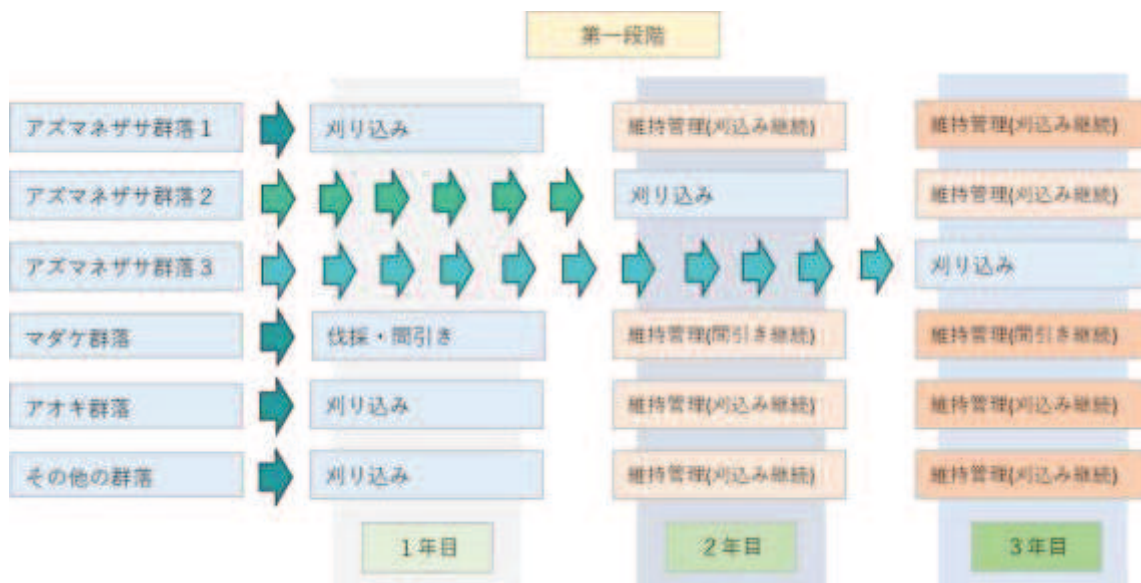
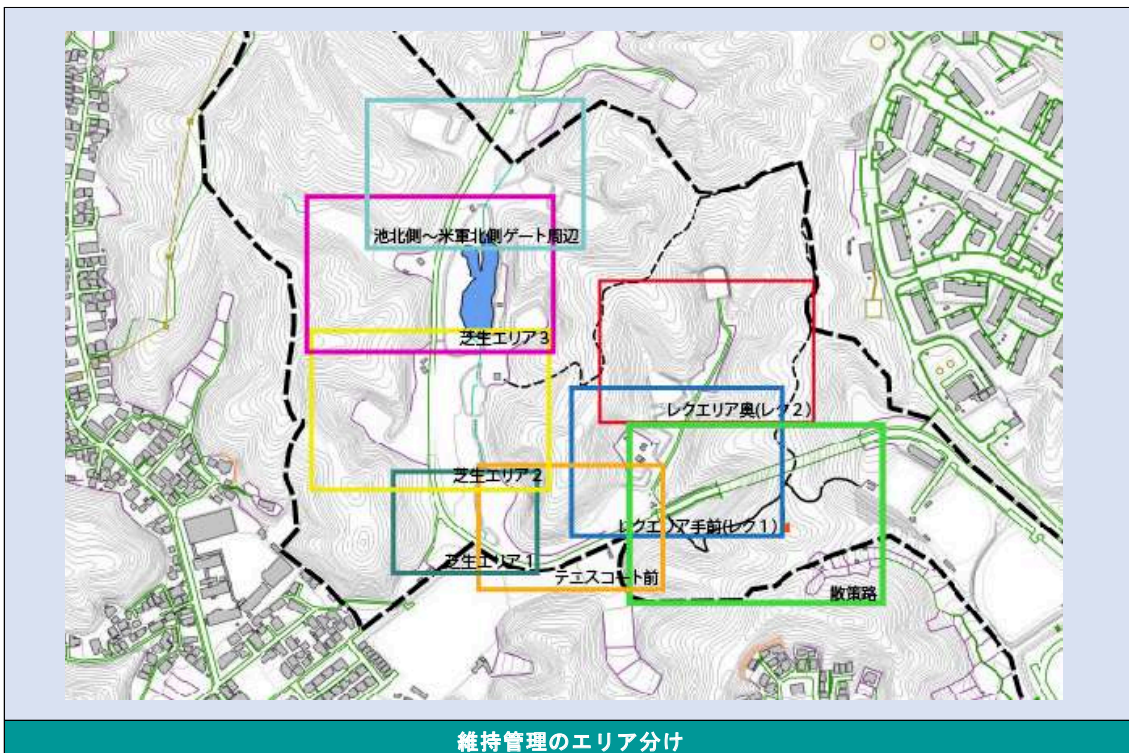


図1-2. 保全・管理の方向性(第一段階)

2. 維持管理の範囲とエリア分け

維持管理の範囲はトンネルを抜けた緑地部全域であるが、森林部の斜面や尾根部は基本的には自然の遷移に任せることとし、倒木やササの侵入が著しいなどの場合のみその都度の管理を行うこととする。

維持管理のエリア分けは下の図の通りである。谷戸の谷底面を中心に8つのエリアに分けた。レクエリアは谷奥まで長いので「レクエリア奥」と「レクエリア手前」の二つに分けた。芝生エリアとのアプローチにも管理すべき箇所があるためここを「テニスコート前」とした。芝生エリアは手前から「芝生エリア1」、「芝生エリア2」および「芝生エリア3」とした。最も北側は「池北側～米軍北側ゲート周辺」としてエリアを設定した。散策路はその全ルートに沿って片側2～3m程度の範囲をおもに管理することとし、「散策路」としてエリアを設定した。今回は「散策路」は計画から外して、個別に対応することとした。



①レクエリア奥

3. 各エリアごとの保全・管理

3-1. 各エリアごとの保全・管理(第一段階)

3-1-①レクエリア奥



保全・管理のための概念図(レクエリア奥)



レクエリア奥に一般来園者が立ち入れないように柵がある。その柵内には2016年の開園時にはそれほど多くなかったアズマネザサが、今やまとまった群落となっている。群落の高さは2mを超えて鬱蒼としている。このアズマネザサ群落をすべて刈り込む。刈込んだ後の植生転換はその後の動きによって検討する。

レクエリア奥ー①アズマネザサ群落

①レクエリア奥



レクエリア奥に向かって左手に斜面裾部から平坦になったその面にアオキを中心とした群落がまとまっている。アオキは地下茎で拡がり、単調な植生を形成しやすいため、不要な群落は刈り込んで他の多様性が確保される植物群落を誘導する。

レクエリア奥ー②アオキ群落



②アオキ群落と隣接するアズマネザサ群落で、築かれた築堤の脇の平坦面に拡がる。この群落は2016年の開園当時はなかったもので、芝生管理が隔々まで及ばないなかで群落を少しずつ芝生を駆逐するように前進してきたものである。

これらはすべて刈り込み、元の芝生に戻すか、別の生態的に多様な植生群落に転換するかを検討する。

レクエリア奥ー③アズマネザサ群落



群落背後の丘陵斜面に形成された規模の小さい支流谷地形の出口に拡がる⑤のアオキ群落の前面に形成されたアズマネザサ群落である。放置するとさらに密度の高いアズマネザサ群落になることが予想されるため、刈り込んで別の異なる植生群落に転換することが求められる。

レクエリア奥ー④アズマネザサ群落

①レクエリア奥



群落背後の丘陵斜面に形成された規模の小さい支流谷地形の出口に広がるアオキ群落である。④アズマササ群落とともに大幅に刈り込んで光が届くように植生管理をし、森林性の谷間植物が多く発生するようにすることが求められる。

レクエリア奥ー⑤アオキ群落

②レクエリア手前

3-1-②レクエリア手前



保全・管理のための概念図(レクエリア手前)

②レクエリア手前



アオキが多く茂るエリア。ここにはナンバンギセルが確認されていたが、ここ数年はみられていない様子である。また、ツリガネニンジンなどの草地性の植物種も当初はみられたが、いまではなくなったか、小さな個体が細々と生きているかのような状態である。このアオキをはじめとした群落を刈り込んで草地性の植物種が生育しやすい環境を整えることが求められる。

レクエリア手前①アオキ群落



レクエリア奥へのアクセス路わきの群落。背後の山の斜面とつながるため林縁部環境として適切な管理が望まれる。少なくともアオキ群落はあまりに単調過ぎるため、いちどすべてを刈り込んでその後の植生のあり方を議論すべきである。平坦地であるため、観察しやすい立地である点を考慮し、様々な観点から目標とする植生を検討されたい。

レクエリア手前②アオキ群落



当初は来園者も通ることができたエリアであるが、通行制限がされた後はほぼ放置状態で、いつの間にかアズマネザサ群落となってしまった。ここにはツリガネニンジンなどの草地性の植物種がみられたが、現在ではその存在は不明である。来園者の通行の是非はともかくとして、このエリアのアズマネザサはすべて根元から刈り込んで別の植生にトランジションするか、または定期的な刈込を継続するかなどの方向性を議論されたい。

レクエリア手前③アズマネザサ群落

②レクエリア手前



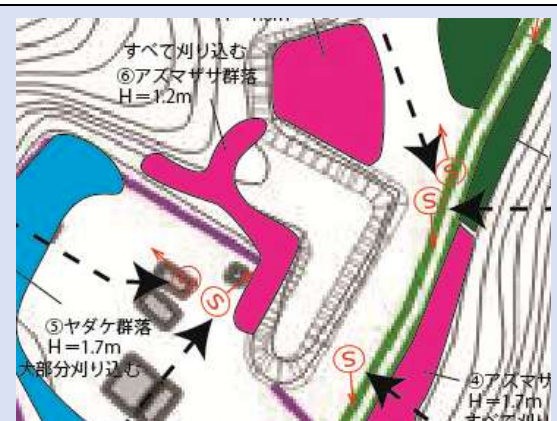
ここは数年前に一度ササを刈り込んだことがあるが、その後に再び放置され、アズマネザサ群落が復活している。ここも平坦地であるため、また背後の山の斜面と接するため、林縁部環境として適切な管理を継続し、昆虫や野鳥などとの多方面の観点から植生のあり方を議論し良好な林縁環境を維持されることが望まれる。

レクエリア手前—④アズマネザサ群落



谷戸の奥のひときわ背の高いササの群落。以前に比べ、群落自身の面積が拡がり、芝生の方に前進している。ヤダケ群落自体はある程度残すこととするとして、その大部分は刈り込んで別の群落にシフトさせ多様な草地環境を整える方向で検討されたい。背後はほぼ垂直な切土状のがけ地となっており、来園者が近づかないように群落を維持する方向での検討も考えられる。いずれにしても、現段階よりも群落の規模を縮小させることを考えることが重要である。

レクエリア手前—⑤ヤダケ群落



かつては来園者も通り抜けることができたエリア。通行制限後に放置され、その後にアズマネザサ群落となってしまった。いちどすべて刈り込んで現時点のような単調な植生ではなく、草地性の植物種や林縁性の植物種などが入り混じる植生を検討されたい。

レクエリア手前—⑥アズマネザサ群落

③テニスコート前

3-1-③ テニスコート前



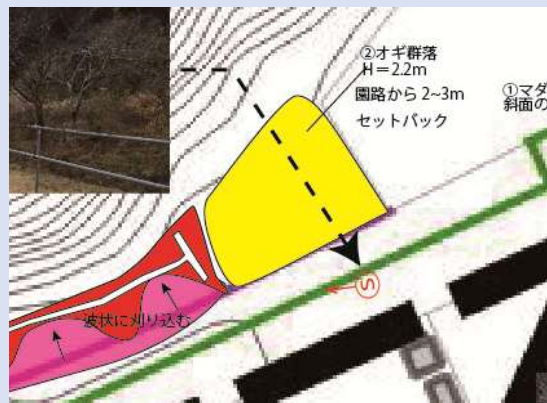
保全・管理のための概念図(テニスコート前)



テニスコート前-①マダケ・アオキ・アズマネザサ群落

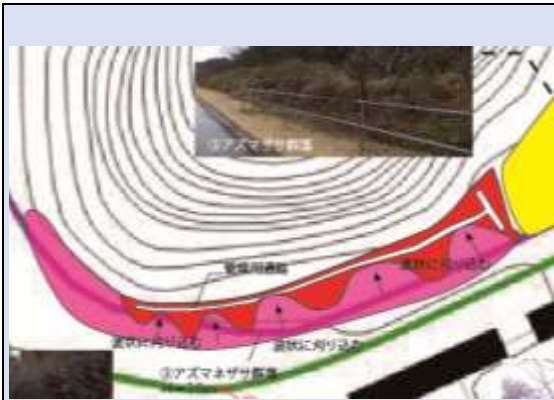
詰所前の山の斜面と接する林縁部。マダケやアオキ、アズマネザサなどが雑多に茂り、林縁部環境としては残念なまもりとなっている。いちどすべて刈り込んで林縁部環境として適切な状態を目指すことが重要である。山の斜面の樹林から林縁方向にどのような植生が望ましいか検討されたい。例えば樹林と接するところに高径草本群落を配して徐々に低茎草本群落に移行し、最後は芝生と自然な雰囲気で接するような管理を目指すなどの検討をされたい。

③テニスコート前



園路と山の斜面を隔てるように立地するオギ群落。オギ群落自体はあってもよいが、規模を縮小させ、芝生への圧迫感を極力なくす方向での管理が望ましい。トンネルを抜けてきた来園者が最初に目にするまとまった植物群落がここであるため、最も意識的に生態と美観を兼ね備えた管理をすべき立地といえる。自然な雰囲気を出しながら、人の管理も行き届いていると感じるような管理が望まれる。

テニスコート前ー②オギ群落



オギ群落に続くように展開するアズマネザサ群落。ここもオギ群落と同様の考え方で、自然な雰囲気と人の管理が行き届いていると感じさせる維持管理が望まれる。具体的にはササ群落は後方へ後退させながらも園路沿いに一様な面として刈り込むのではなく、図にあるように波状になるように刈り込んでいく。こうすることによって、野鳥や小動物が人間の視界から逃れやすくなり、彼らにとって少しでも居心地の良い環境を整えることがこのような管理の目的である。

テニスコート前ー③アズマネザサ群落

④芝生エリア1



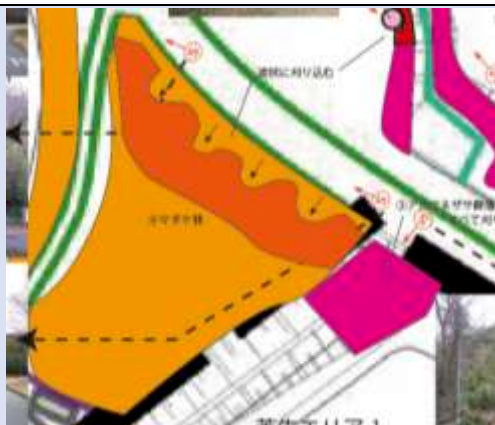
久木川の周辺に立地するササ群落。芝生エリアの視認性の障害になっている。久木川の右岸側にはシドモア桜が数本植栽されている。ササの背丈が高くなり過ぎて、サクラの枝の拡がりを被圧により圧迫している。ササをいちどすべて刈り込むか、または、久木川方向へ後退させる。後退させる場合はサクラの樹冠投影部に沿って半円を描くようにササを刈り込むような工夫が必要である。ササの高さは1.5m程度になるように管理することが望ましい。

芝生エリア1ー②



久木川の暗渠の上に成立している群落。ここも放置されており、アズマネザサを中心に雑多な群落となっており、美観を損ねている。生態的にも単調で魅力ある自然群落とはほど遠い。すべて刈り込んでその後の植生のあり方を議論すべきである。

芝生エリア1ー③アズマネザサ群落



まとまったマダケ林となっている。園路沿いは2~3mセットバックさせながら、波状に刈り込んで野鳥や小動物の居心地よい環境を整えることが重要である。背後に続いているマダケの群落も縮小させるなどの議論が望まれる。

芝生エリア1ー④マダケ林

④芝生エリア1



園路沿いのマダケ林。園路に沿って2~3mセットバックする。その後の植生のあり方を議論する。

芝生エリア1ー⑤マダケ林

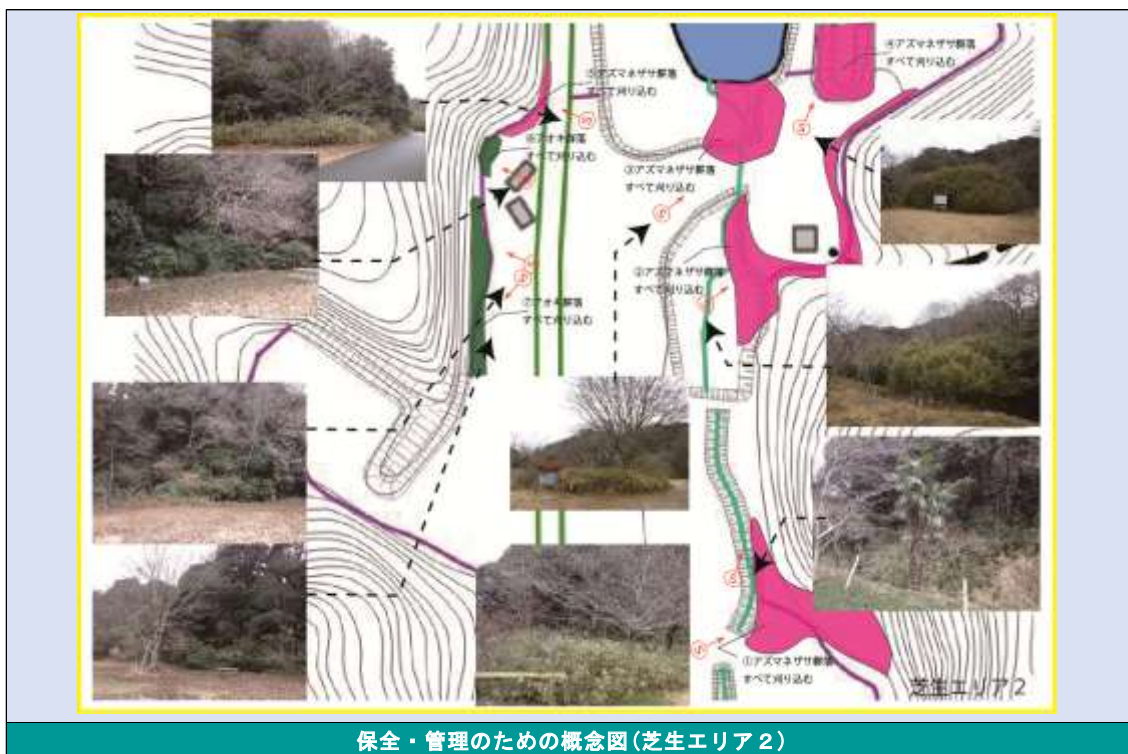


単木のヤマグワが大きく枝を拡げてその樹冠下はほとんどまとまった群落がない状態である。野鳥や小動物の隠れ場所としてこれを維持するか、または別の管理の仕方を検討するかを議論されたい。

芝生エリア1ー⑥ヤマグワ(単木)

⑤ 芝生エリア 2

3-1-⑤ 芝生エリア 2



保全・管理のための概念図(芝生エリア2)

15



久木川の山側にあるアズマネザサの群落。人が立ち入ることはない場所だが、林縁部と水辺が接する場所で様々な生物が生息できる可能性が高い立地であり、ここをアズマネザサだけで覆われるのは非生産的といわざるを得ない。いちど全刈りしてその後にどのような植生にしていくべきか議論が必要である。

芝生エリア2-①アズマネザサ群落

⑤芝生エリア 2

	久木川に接する山裾に広がるアズマネザサ群落。東屋の後方に繋がり山裾の林縁部に沿って展開している。水辺に近い群落はかなり密生しており群落内は非常に暗くほとんどアズマネザサ1種のみが生育できている非生産的な群落である。 いちど全刈りし、その後水辺の生態系を回復させるような湿性植物のまとまりになるように管理することが望ましい。東屋の周りは風通しや見通しがよいように刈り込みを継続することが求められる。
芝生エリア 2ー②アズマネザサ群落	

	池の南側のオギ群落に接する場所に生育しているアズマネザサ群落。群落内にはエノキの樹木が数本あり、小林分を形成している。この立地はヨシやオギが生育するには水分条件が相対的に乾燥しているため入り込めず、そのニッチを補うようにアズマネザサが侵入したとみられる。いちど全刈りし、水辺から陸地の移行帯としての生態系を意識した植物群落を形成するような管理が望まれる。
芝生エリア 2ー③アズマネザサ群落	

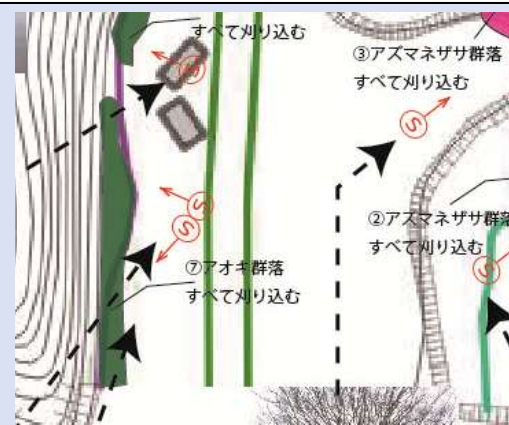
	園路の西側の斜面と接する掘り沿いに広がるアズマネザサ群落。小規模であるが景観的に荒れたようになっているので、全刈りすることが望ましい。その後は林縁部の生態系を意識した維持管理が望まれる。
芝生エリア 2ー⑤アズマネザサ群落	

⑤芝生エリア2



⑤のアズマネザサ群落に隣接するアオキ群落。この群落は後方の掘りを目隠しするように立ちはだかる群落である。アオキは本来やや湿った樹林内の林床に広がるもので、林外にあるのはやや不自然さを感じる。近年の樹林下はアズマネザサかこのアオキが低木層を高被度で覆う傾向があり、アオキの群落は可能な場所ではある程度整理したほうがよいと思われる。いちど全刈りし、林縁生態系を意識した別の植物群落にトランジションをすることが望ましい。

芝生エリア2ー⑥アオキ群落

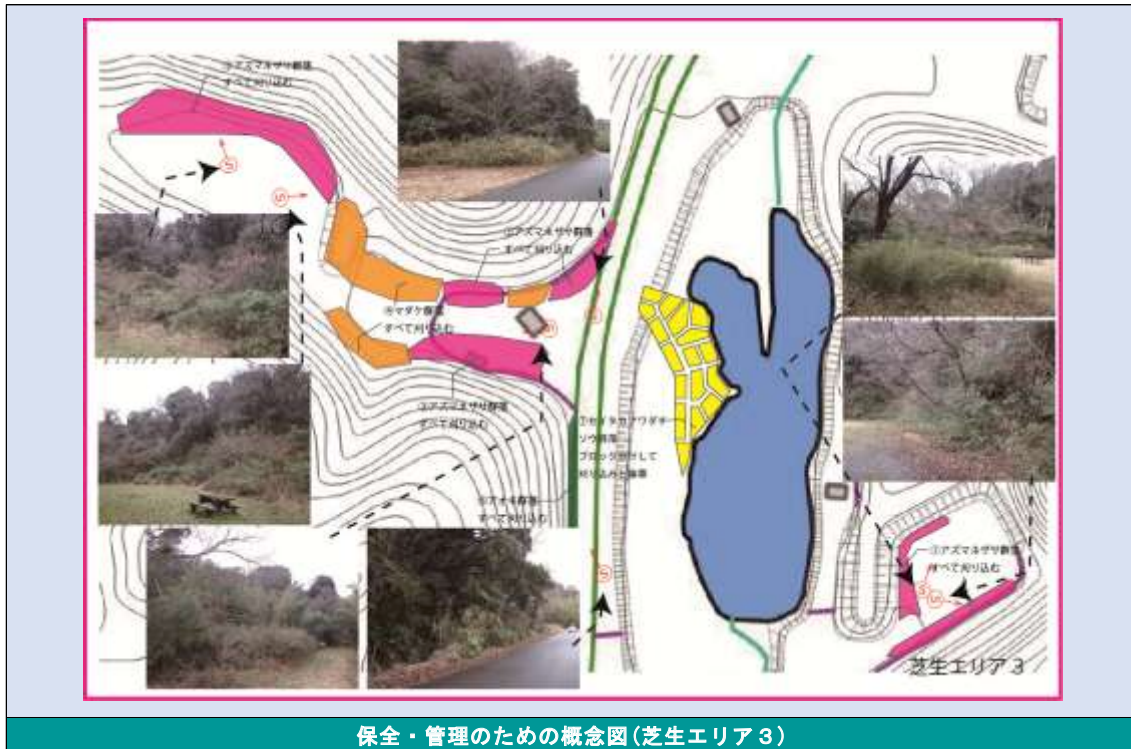


⑥のアオキ群落に隣接するアオキ群落。⑥と同様に林縁部に成立している群落。林縁部を覆うマント群落としてはアオキではなく、マルバウツギ、ウグイスカグラ、キブシなどがあるのがよいと思われる。また、この群落の上方を覆うアカガシやウラジロガシの間延びした枝は適切な位置で剪定し、林縁部の光環境を改善するのと、これらの樹木の倒木防止に役立てることが望まれる。

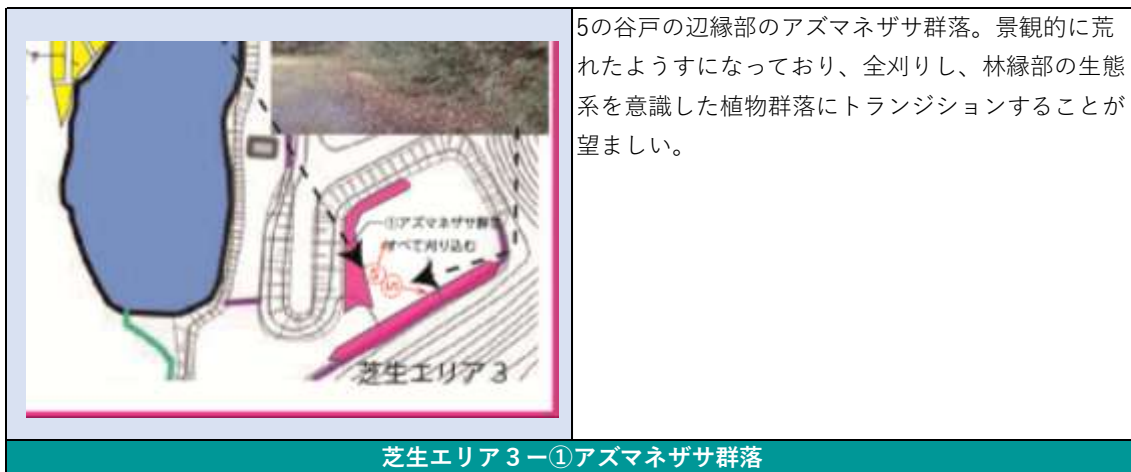
芝生エリア2ー⑦アオキ群落

⑥芝生エリア3

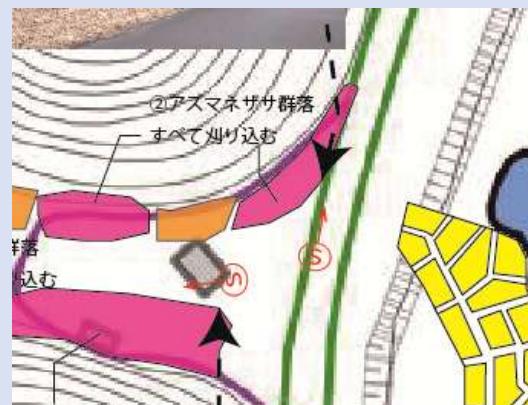
3-1-⑥ 芝生エリア3



18



⑥芝生エリア3



2の谷戸の入り口向かって右手のアズマネザサ群落。群落の合間にオギ群落が隣接する。群落の後方には掘りがあり斜面へとつながる。このアズマネザサはすべて刈り込み、オギやススキなどの高径草本群落にするか、多様な樹種や草本種が生育する林縁植物群落にするかなどを検討する。

芝生エリア3ー②アズマネザサ群落



2の谷戸の入り口の向かって左側のアズマネザサ群落。この群落は条件がよいのか、すぐに拡がりやすい。いちど全刈りし、その後の植生についてどのようなものがよいのか、議論が必要である。

芝生エリア3ー③アズマネザサ群落



2の谷戸の奥に至るアクセス路の途中、盛り土があるところの手前の南北に成立しているマダケ群落。互いに通路を狭めるように接近して鬱蒼とした雰囲気になっている。隣接するアズマネザサ群落と同様、いちど全刈りし、その後どのような植生にするのがよいのか、議論が必要である。

芝生エリア3ー④マダケ群落

⑥芝生エリア3



2の谷戸の奥のアズマネザサ群落。ここは過去に一斉狩りし、芝生面を復活させたところであるが、その後斜面と接する林縁部でアズマネザサ群落が盛り返している。ここを刈り込んで別の植生に転換するか、またはアズマネザサ群落を腰高くらいに刈り込んで維持するか、林縁部生態系を意識した植物群落の創出が望まれる。

芝生エリア3ー⑤アズマネザサ群落



園路わきの掘りどの境界に成立しているアオキ群落。園路わきや掘りの部分に雑然と植生があるのは景観的に荒れた様子に見られるため、根元から全刈りし、その後も芝生のように刈取り管理が望ましいと思われる。

芝生エリア3ー⑥アオキ群落



池の西側に広がるセイトカアワダチソウを主体とした群落。水辺に近いところにはオギが混生し、陸地になるとススキが混生する。ここは図にある通り、細かくブロック分けして人が一人通れるような通路を設けて、ブロックごとに植生管理を実施する。ここでは植生調査のモニタリングエリアにして、刈取り頻度を変えて植生の変化などをモニターする。湿性草地の昆虫の調査も同時に可能なら実施する。

芝生エリア3ー⑦セイトカアワダチソウ群落

⑦池北側～米軍北側ゲート周辺

3-1-⑦ 池北側～米軍北側ゲート周辺



保全・管理のための概念図(池北側～米軍北側ゲート周辺)



池北側～米軍北側ゲート周辺①アズマネザサ群落

園路と池の間に位置するアズマネザサ群落。芝とアズマネザサが接しているのは雰囲気的に相性が悪すぎる。いちど全刈りし、芝生と接する植生は低茎草地群落になるように管理し、その背後に高さを腰高～胸高になるようなアズマザサ群落を配置するなどの工夫が必要である。また、刈り込む面は直線状ではなく、波打つように曲線が多用した刈り込みにし、野鳥が人間の視界から逃れやすいような工夫が必要である。

⑦池北側～米軍北側ゲート周辺



4の谷戸の入り口付近から米軍北側ゲート手前までの園路沿いに分布するアズマネザサ群落。背後には③のマダケ群落があり、これと同時に管理する。アズマネザサ群落は全刈りし、林縁植物群落を充実させることが望ましい。

池北側～米軍北側ゲート周辺②アズマネザサ群落



②のアズマネザサ群落の後方に位置するマダケ群落。群落は久木川の斜面にまで広がる。ここは過去にミゾゴイの営巣があった場所のため慎重な議論を要する。久木川斜面の群落は現状維持をするのか、それともマダケ群落の広がりを抑制しつつ群落の維持を図るかなどを検討されたい。

池北側～米軍北側ゲート周辺③マダケ群落



3の谷戸の入り口右手、米軍北側ゲートの西側脇のアズマザサ群落。このササがあるため背後の林縁部が林縁性植物を欠いていると思われる。このため、本群落は全刈りし、林縁性植物の誘導し、オープンエリアは別の草地群落を成立させる管理が望ましい。

池北側～米軍北側ゲート周辺④アズマネザサ群落

⑦池北側～米軍北側ゲート周辺

	3の谷戸の入り口左手のアオキ群落。ここにはサイハイランがあるため全刈りして生育に影響しないような管理が求められる。部分的に刈り取るか、或いは透かし剪定で林床部に木漏れ日のような日が差す程度の管理をするかなどの議論が必要。
池北側～米軍北側ゲート周辺－⑤アオキ群落	

	園路の西側脇にあるアズマネザサ群落。斜面の林縁部と接するが、本群落があるために林縁性植物が発達していない様子。いちど全刈りし、その後どのような植生にしていけるか議論が必要である。
池北側～米軍北側ゲート周辺－⑥アズマネザサ群落	

	⑥のアズマネザサ群落と連続的に接するマダケ群落。背後には掘りがあり、これを視覚的に目立たなくしている効果がある。しかしながら群落は徐々に前進し、園路にもたれるように倒れ掛かる竹が時々見られるため、若干後退させるような管理が望ましい。
池北側～米軍北側ゲート周辺－⑦マダケ群落	

3-2. 第二段階としての目指すべき植生

アズマネザサ群落やマダケ群落を一斉刈りした後の植生について、どのようにしていくのかというのは各スポットごとの判断となるが、いくつかの選択肢を用意し、それらに当てはめていく場合やそれらに準じた変形的な植生を選択するなどの方法が考えられる。

以下にいくつか想定される植生を挙げる。

1. 林縁性植物群落

山裾とアズマネザサが接しているところでは林縁性植物群落はあまり発達していないようである。アズマネザサが被覆して林縁部が林縁となっていない状況のため日の光が弱く、そのため発達していないと考えられる。林縁部には様々な植物種がみられるため、昆虫類もそれに応じて種類が多いとみられる。

林縁部はヌルデやネムノキ、カラスザンショウ、アカメガシワなどの高木種の若木が常連メンバーで、このほかにムラサキシキブ、ウツギ、マルバウツギ、ガマズミ、キブシなどの低木種がみられることが多い。草本種は森林由来のシダ類や草地由来のノコンギク、アザミ類、センニンソウ、スイカズラなどが目立ち、開花時には訪花昆虫類が観察される。あまり多くをみないホタルカズラがみられる可能性もある。

2. 高茎草地群落

高茎草地としてはススキ群落、オギ群落が代表的。ススキ群落はススキが優占種で、外来種のセイタカアワダチソウやオオアレチノギクが混じることが多いがこれらが多少混じるのは仕方ない。混生するものとして理想的なのはワレモコウ、アザミ類、ヨモギ、イタドリ、タケニグサ、オカトラノオ、トダシバ、ヒヨドリバナ、ツリガネニンジン、アキカラマツ、オトコエシ、さらにはリンドウなどがあるとよい。これを実現するにはススキ群落を形成してからススキの刈り込み頻度を年2回くらいにして短めに管理すると株が大きくなりないので他の植物が生育しやすい。

水辺や地下水位が高いところではオギ群落とすることがよいが、オギはススキと違って株をつくらず、地下茎で広がるので群落の規模が大きくなりがちである。そのため、オギ群落も刈り込みをすることで他の混生する植物を伴いやすくなる。

3. 低茎草地群落

低茎草地は多様な選択肢がある。ノコンギクやヤブカンゾウ、トウバナ、キンミズヒキ、イチゴツナギ、ゲンノショウコなどを主体とした草地やエノコログサ・メヒシバ群集のような路傍植物のもの、ギシギシ、オニウシノケグサ、スイバ、タンポポ類、カラスノエンドウなどを主体とした草地、イヌタデ、ツユクサ、チカラシ

バなど畑地周辺のイメージのものなどが考えられる。池子の森では何がよいのか、或いはそのすべてを試してみるのかなどが選択のひとつと考えられる。

4. 現時点での植生を活用する場合

アズマネザサを根絶することが目的ではないため、アズマネザサの特性を利用した管理も考えたい。小川の縁や掘りの縁などは落下防止の観点から群落を残すことも選択肢の一つである。ただし、この場合でも放置管理ではなく、植生高を1.3m程度に抑える管理を目指したい。理由としては1.3m程度ならアズマネザサが自立できる高さであること、つる植物が雑然と繁茂することが抑制できること、刈り揃えることで美観に配慮すること、刈り揃えることで視覚的に来園者の意識に訴えかけて利用ルールの順守につながる可能性があることなどが挙げられる。

また、刈り込みする際、群落の正面を一律に直線に仕上げるのではなく、少し手間ではあるが波を打つように曲線的に仕上げるのが野鳥の視点からの配慮として必須である。曲線は頂点から底点まで約1.5m程度になるような管理が望ましい。